（人事院規則一四―八の一部改正）

第二十九条　人事院規則一四―八（営利企業の役員等との兼業）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
1～5　（略）	1～5　（略）
6　非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項の規定は適用しない。	6　非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、法第百三条第一項の規定は適用しない。
7　（略）	7　（略）

（人事院規則一四―一七の一部改正）

第三十条　人事院規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（適用除外）	（適用除外）
第十二条　この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。	**第十二条**　この規則は、非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。

（人事院規則一四―一八の一部改正）

第三十一条　人事院規則一四―一八（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（適用除外）	（適用除外）
第十二条　この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。	**第十二条**　この規則は、非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。

（人事院規則一四―一九の一部改正）

第三十二条　人事院規則一四―一九（研究職員の株式会社の監査役との兼業）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（適用除外）	（適用除外）
第十二条　この規則は、非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。	**第十二条**　この規則は、非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員については、適用しない。

（人事院規則一四―二一の一部改正）

第三十三条　人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（報告等）	（報告等）
第二条　職員（非常勤職員（法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利	**第二条**　職員（非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。）又は行政執行法人（以下「在職機関」という。）と密接な関係にあるとき（以下「株式所有により営利